

「過疎地域自立促進特別措置法の一部を 改正する法律」の成立にあたって

本日、議員立法により「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が成立した。関係各位のご尽力に対し心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げる次第である。

改正法では、過疎町村の厳しい状況にかんがみ、現行の過疎指定町村を引き続き継続指定するとした上で、直近の国勢調査に基づき新たに過疎指定町村を追加することとされているほか、地域医療の確保、集落対策、生活交通確保等ソフト事業が過疎対策事業債の対象にされるなど、全国町村会が強く要請してきた事項が盛り込まれており、高く評価するものである。

過疎町村としても、引き続き、それぞれの実情に応じた主体的な取組を続けていく所存である。

政府におかれては、改正過疎法の主旨を踏まえ、過疎対策の一層の推進と、過疎対策事業債の所要額の確保等について、万全な措置を講じられたい。

平成22年3月10日

全 国 町 村 会